

18. 建築確認申請前に行っていただく主な手続

品川区役所 代表 TEL (3777) 1111

条例・要綱名	対 象	担当部署
品川区細街路拡幅整備要綱	建築基準法第42条2項に規定する道路で以下のもの 1. 区道および区有通路等区が管理している道路 2. 私道のうち以下のもの ①防災生活圈促進事業地区内にある道路 ②密集住宅市街地整備促進事業区内にある道路 ③木密地域不燃化10年プロジェクト地区内にある道路 ④都市防災不燃化促進事業地区内にある道路 ⑤品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱の適用を受ける道路 ⑥通り抜けのできる道路 ⑦東京都建築安全条例第2条の適用を受けるかど敷地で区道と交わる道路 ⑧区長が特に認めた道路	建築課 細街路担当 TEL5742-6772 FAX5742-6898 本庁舎6階
建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律	下記規模以上の工事について、工事着手の7日前までに届出 1. 建築物の解体→床面積の合計80㎡ 2. 建築物の新築・増築工事→床面積の合計500㎡ 3. 建築物の修繕・模様替等工事→請負代金の額1億円 4. 建築物以外の工作物の工事（土木工事等）→請負代金の額500万円	建築課 監察担当 TEL5742-6771 FAX5742-6898 本庁舎6階
開発許可（都市計画法第29条）	開発区域の面積が500㎡以上で、建築物等の建設を目的とした、道路等の新設や廃止などによる「区画の変更」および切り土・盛土等による「形質の変更」に係るもの	
品川区中高層建築物の建設に係る紛争の予防と調整に関する条例	[第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域] 軒の高さが7mを超える建築物、高さが10mを超える建築物または地階を除く階数が3以上の建築物 [上記以外の用途地域] 高さが10mを超える建築物、または、地階を除く階数が4以上の建築物	住宅課 開発指導担当 TEL5742-6926 FAX5742-6963 本庁舎6階
品川区解体工事計画の事前周知に関する指導要綱	床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事	
品川区みどりの条例	敷地面積が300㎡以上の建築行為	公園課 みどりの係 TEL5742-6799 FAX5742-9127 第二庁舎4階
品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱	1. 公共施設の新築、改築または増築 2. 敷地面積が500㎡以上の大規模民間施設の新築、改築または増築 3. 品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱第3条に規定する事業	河川下水道課 水辺の係 TEL5742-6794 FAX5742-6887 第二庁舎5階

条例・要綱名	対 象	担当部署
品川区景観条例	下記規模以上の建築物の新築等は確認申請の30日前までに届出 ・高さ20m以上（臨海部15m以上）または、延べ面積2,000㎡以上など	都市計画課 景観担当 TEL5742-6534 FAX5742-6889 本庁舎 6階
品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱	1. 5区画以上に分割して行う建売事業または宅地分譲事業 2. 集合住宅等のうち、住戸の数が20以上のものの建設事業 3. 延べ面積が2,000㎡以上の建設事業 4. 敷地面積が1,000㎡以上の建設事業 5. 店舗、飲食店、病院等で300㎡を超える建設事業	
品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱	居室のある階数が3以上の集合住宅で、ワンルーム形式等の住戸【床面積が30㎡未満の住戸(店舗、事務所等を含む)】の数が15以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の3分の1以上の建築物	
品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱	・20戸以上で床面積が2,000㎡未満の集合住宅 ・床面積が1,000㎡以上2,000㎡未満の事務所・床面積が300㎡超1,000㎡未満の劇場・映画館・ホール・展示場・旅館・ホテル・遊戯施設等	
品川区地域初期消火対策施設整備要綱	・共同住宅、寄宿舎、下宿、寮、長屋その他複数の住戸を有する建築物（集合住宅等）のうち、住戸の数が20以上のものの建設事業 ・延べ面積が2,000㎡以上の建設事業 ・敷地面積が1,000㎡以上の建設事業	防災課 防災設備係 TEL5742-7134 FAX3777-1181 第二庁舎 4階
品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	[運動場面積が500㎡超] ・スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設 [店舗面積、教室面積、診療施設面積が300㎡超] ・百貨店、スーパーマーケットその他の小売店・飲食店・レンタルビデオ店等・銀行その他の金融機関・病院・診療所等・学習・教育・趣味等の教授を目的とする施設 [200㎡超] ・パチンコ店・映画館・カラオケボックス等	土木管理課 自転車対策係 TEL5742-6786 FAX5742-6887 第二庁舎 5階
駐車場法	「路外駐車場設置届」「路外駐車場管理規程届」 道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設で以下1~4の全てに該当するもの。 1. 時間貸駐車スペース（月極駐車スペースを除く） 2. 車室の総面積が500㎡以上 3. 有料 4. 一般公共の用に供するもの ※東京都駐車場条例の駐車施設の附置義務については、建築課審査担当（5742-6769）へ	土木管理課 交通安全係 TEL5742-6615 FAX5742-6887 第二庁舎 5階

条例・要綱名	対 象	担当部署
品川区特定商業施設の出店に伴う周辺地域の生活環境の保全に関する要綱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗面積が500㎡を超える次に掲げる商業施設 小売店、飲食店、興行場、ビデオ・ディスク等のレンタルショップ、カラオケボックス、パチンコ屋、ゲームセンター等の遊技場 2. 深夜営業（午後11時～午前6時）店舗面積が300㎡を超える1の商業施設 	商業・ものづくり課 商店街支援係 TEL5498-6332 FAX5498-6338 中小企業センター 2階
地区計画等の区域内における建築等の規制（都市計画法第58条の2）	都市計画法第58条の2の規定に基づく行為について、着手30日前までに届出	各所管課
品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 2. 延べ面積が3,000㎡以上の建築物 	品川区清掃事務所 TEL3490-7051 FAX3490-7041
品川区事業用建築物および集合住宅における再利用対象物および廃棄物の保管場所の設置に関する指導要綱	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業用途に供する部分の延べ床面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の事業用建築物 2. 住戸数が20戸以上の集合住宅 3. 居室のある階数が3階以上の集合住宅で、主として一つの居室からなる住居形式でその床面積が30平方メートル未満の住戸（店舗、事務所を除く）の数が15戸以上で、かつ、その数が住戸の総戸数の3分の1以上の建築物 	
文化財保護法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として指定された（区内30箇所R2.4.1現在）を開発する場合 *工事着工の60日前までに「発掘届」の提出、計画の内容によっては試掘調査等の実施が必要。 2. 自然教育園（「旧白金御料地」品川区上大崎2丁目・港区白金5-21）国指定史跡および天然記念物周辺で開発を行う場合 *計画の内容により、自然教育園との協議等が必要。 	庶務課 文化財係 TEL5742-6839 FAX5742-6890 第二庁舎7階